平成２９年（フ）第３８５号
東京都青梅市東青梅３丁目８番地の５葵マンション603
破産者　亡小俣政幸相続財産
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４１４号
東京都八王子市狭間町1457番地ー618号
破産者　株式会社一二三
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４１５号
東京都八王子市狭間町1457番地618号
破産者　青山　潤一
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４２８号
東京都八王子市廿里町１番地の６
破産者　クリエートマイクロシステム株式会社
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４２９号
東京都八王子市廿里町１番地６
破産者　藤谷　則夫
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８３号
三重県鈴鹿市南若松町９番地の24　メゾン海輝Ａ、開始決定時の住所三重県鈴鹿市野町東１丁目12番18号　キャッスルハイツ鈴鹿野町502号
破産者　北村　直樹
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８４号
三重県鈴鹿市南若松町９番地の24　メゾン海輝Ａ、（開始決定時の住所）三重県鈴鹿市野町東１丁目12番18号　キャッスルハイツ鈴鹿野町502号
破産者　北村　和子
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７７号
三重県鈴鹿市白子町293番地の１　ハレオハナ202号室
破産者　吉井　　寛
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４３号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県住18棟1821号
破産者　瀬戸　能史
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第８号
大分市久原中央１丁目６番11号
破産者　久保田尚樹
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９１号
大分市大字羽田388番地の４（市営羽田住宅Ａ504）
破産者　西田喜久子（旧姓山本）
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８３４号
札幌市清田区北野７条４丁目９番10号　天理教統北分教会
破産者　西開地正之
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７９号
札幌市白石区北郷５条９丁目10番25号
破産者　谷口　将樹
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８０号
茨城県ひたちなか市磯崎町4647番地１
破産者　薄井　源玄
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１０１号
茨城県水戸市八幡町11番52号
破産者　樫村　　瞳
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１７２号
神奈川県小田原市国府津2772番地の８　ル・シエル101
破産者　鈴木　隆文
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２０１号
神奈川県秦野市並木町６－４　アンソレイエ・ジャルダンⅡ　101、住民票上の住所神奈川県秦野市千村５丁目１番７号　合同会社ワーキングラボ
破産者　髙谷　　廣
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５４号
浜松市東区半田山２丁目６番４号　浜松医大宿舎Ｄ棟315
破産者　木村　雄人
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６７号
静岡県島田市旗指3035番地の１　ウィンドミル202号室、旧住所静岡県島田市御仮屋町7591番地の１　グラントゥール松浦203号室
破産者　村松　修二（旧姓山田）
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部